

外部評価対象事業に対する質疑応答表

事業又は施策名【担当課】
48障がい者福祉事業【福祉課】

外部評価実施者 質問	担当課 回答
障がい者への福祉目的の事業であるが、必要十分の基準は何か？	<p>【行革担当課回答】</p> <p>利用者の中には、利用頻度が多い人もいれば、利用頻度は少ないが、1回の移動距離が長い人もいます。また、障害者手帳の等級で一律52枚の給付としていますが、その中には移動困難者ではない人も含まれています（交付率が44.0%で、そのうち40%近くが未使用）。それぞれの人の状況にあった給付について分析が必要ではないかという意味合いで記載したものです。</p>
タクシーチケットの利用実態の分析ができていない理由は？昨年度の利用実態調査結果を報告すべき。	<p>これまで、チケット配布及び利用枚数の管理はしてきましたが、乗降地、障害種別ごとの利用状況等、利用実態に関するデータ整理をしていなかったため、分析もしていませんでした。利用実態については、現在調査中ですので、まともり次第、報告します。</p>
利用目的や利用者に制限は？	<p>外出促進を目的としており、利用目的に制限はありません。利用者は、要綱にある対象者のとおりです。</p>
未使用のチケット分も経費(助成額)に含まれるのか？	<p>チケットを利用時の利用金額に応じて助成するものであり、チケット未使用の場合に助成することはありません。</p>
タクシーチケット助成についてお尋ねします。長久手市独自制度、国、県の支援は無いと理解してよろしいですか。障がいのある高齢者の場合は対象とならないのでしょうか？	<p>本事業は、市の単独の財源から支出しています。対象要件に年齢要件はありませんので、高齢を理由に対象外になることはありません。</p>
タクシーチケットの利用実態が分析できていないというのは、情報不足ということでしょうか？	<p>利用状況に関し、利用者ごとの枚数は把握できませんが、福祉システムと連動した情報管理をしていないことと、利用の際には、タクシー業者に乗降地等を記載してもらいますが、表記が統一的なものではないこと等、情報収集と整理をしていなかったため、分析ができませんでした。</p>
タクシー料金助成を活用するにあたっては、タクシー会社の選択肢の幅が増えることで利用する方にとって利便性が向上すると考えます。具体的に助成券を使用できる会社を教えてください。	<p>市と契約を締結したタクシー会社所有のタクシーであれば助成が受けられます。9月時点で、48者と契約を締結しています。</p>

<p>利用する方の年齢(特に若年層)等によって利用者自身が自由に使用できる金銭のなかでタクシー料金を日常的に支出できる余裕がない場合も多くあると考えます。52枚の助成券のなかで使用枚数の上限にもう少し幅をもたせることは過去に検討などされたのでしょうか。</p>	<p>所得に応じて使用枚数の上限に幅を持たせることは検討していませんが、平成19年度には配布枚数の変更、平成30年度には一度に配布する枚数を変更するなど、運用の見直しを行っています。</p>
<p>助成券の媒体は紙でしょうか。ICカード(新規で作成・または既存の交通系ICに搭載等)にすることで利用者が携帯しやすくなったり、利用実績の分析、活用されない助成券の無駄を省くことはできないのでしょうか。これらのことを以前に検討されましたら、教えてください。</p>	<p>助成券は紙で52枚綴りになっており、利用申請があった方に交付しています。毎年、前年度実績に応じた数量を印刷しています。 なお、過去にICカード化の検討はしていません。現在の助成方法において、使途が限定できないICカードの導入については検討したことはありません。</p>